

平成 19 年 1 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

住信リース株式会社

**企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準（案）」及び  
企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の  
適用指針（案）」に対する意見**

貴委員会より平成 18 年 12 月 27 日付でコメントの募集が行われた企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」につき、当社の意見を下記のとおりにとりまとめましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

**記**

**1. 判定基準・適用範囲について**

公開草案に記載されている判定基準だけでは内容不十分により、実務で混乱することが予想されます。公開草案の内容を詳細にフォローする、より明確かつ詳細な解説が不可欠であります。

判定基準そのものは、現行基準から大きく変わるものではありませんが、判定結果による会計処理自体が今般の改定によって所有権移転外ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの判定次第で全く違った会計処理となりますので、現行と違い、判定のあり方が非常に重要となります。

したがいまして、物件機種ごとのリース取引の特徴や、残価設定の内容などの具体的事例を幅広く収集し検討した上で、実務処理や監査の場面で支障が生じないような解説が必要であります。

現行では、判定の実務で問題を抱えていても、所有権移転外ファイナンス・リースとオペレーティング・リースのいずれの判定であろうと注記上の問題にとどまっていたのであり、会計処理自体はどちらであっても同じ処理（賃貸借処理）であるので、決算表示上の問題は生じ得なかった。

また、一般的標準的なリース取引を基準の適用範囲としておりますが、特殊なリース取引との線引きを明確にした上で、特殊なリース取引についての会計処理も明示していただくことを要望いたします。

## 2. 維持管理費用相当額と役務提供相当額の処理について(適用指針案第 52・53 項)

公開草案では、維持管理費用相当額と役務提供相当額は原則として、リース料総額から区分するとされておりますが、実際に区分することは実務的に非常に困難であります。

また、税務において一定割合により利息法計算部分と定額法計算部分に区分して所得計算を行うことが認められた場合、当該方法による所得計算を行った企業は、税務と会計で不一致(申告調整)が永久的に生じることになります。

会計のより適正な期間損益の反映と、税務と会計の不一致解消のために、税務のいう一定割合を会計でも適用しうるよう適用指針本文あるいは解説等において、「簡便的な処理として合理的・客観的な割合で区分しうる」あるいは直接的に「税務の配分割合を認める」旨を明記することを要望いたします。

## 3. 所有権移転ファイナンス・リース取引の会計処理について

従来より所有権移転ファイナンス・リース取引は、その取組意図や実質的内容において割賦販売取引と同じであるために、借手・貸手とも割賦販売取引と同じ会計処理を行うことが一般的であります。

実務的な対応として、適用指針本文あるいは解説等において、所有権移転ファイナンス・リースの会計処理は「割賦の会計処理も認める」とする旨を明記することを要望いたします。

## 4. リース資産総額の重要性基準(10%)について(適用指針案第 30~34 項、第 57~58 項)

リース資産総額の重要性基準(10%)の扱いについて、以下の点について適用指針本文あるいは解説等において明確にされることを要望いたします。

- ・ 事業年度末で比率が確定されますが、四半期、中間決算ではどのように処理することになるのかという点。
- ・ 前期まで 10%未満であったために簡便処理を行っていたが、期中に 10%基準を超えた場合についての実務対応の点(処理変更の早急な対応は無理と思われること)。
- ・ 連結決算と単体決算で、10%の基準が分かれる場合の取り扱い方の点。

## 5. 適用時期について(基準案第 23 項)

公開草案では、「平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用」となっておりますが、公開草案の内容が実務対応について考慮がなされていないことや、税務の実務対応が明らかとなっていないために、システム開発に着手できない状況にあります。

一方、自社システムによる開発を想定する場合、本件の改定のように大きな開発案件の際には、一般的に下記のようなプロセスによる開発が必要であり、稼動するまでには相当な開発期間が必要となります。

適切な内容の解説等が公表され、また、税務の法令・通達等で詳細内容が明らかとなり、システム開発への着手が可能な環境となったとしても、開発の所要期間を考慮すれ

ば平成 20 年 4 月に正常稼働させることは非常に困難であります。

<想定される開発プロセス>

- ・ 開発要員の確保と、(解説等の公表等による)会計・税務の改定内容の詳細理解
- ・ 全体デザインの決定(利息法計算システムがメイン)
- ・ 各データの要件定義
- ・ 勘定科目体系の見直しと帳票類の追加
- ・ 改定による借手の提供するリース会計情報の大幅見直し
- ・ インフラの整備(ディスク増加、プロセッサ追加等の検討、手配等)
- ・ 税制大綱のいう 20%利息法の要件定義
- ・ 設計、開発
- ・ 他システムとのインターフェイス
- ・ テスト運用と各データ、帳票等の検証
- ・ マニュアル整備(システム運用マニュアル、ユーザーマニュアル)
- ・ 説明会等によるユーザートレーニング 等々

また、パッケージソフトによる対応を想定する場合には、ソフトの開発業者において上記同様に解説等の公表や税務の詳細が明らかにされてから完成までに相当期間を要するであろうし、ユーザー仕様へのカスタマイズや、システム運用者とユーザーへのトレーニングなどを含めれば 2 年間以上の猶予期間が必要であります。

したがいまして、上記実務面の実情を勘案していただき、適用時期を 1 年以上延期することを強く要望するものであります。

以 上